Chromebook サービスパック 利用規約

シャープ株式会社（以下「当社」といいます）は、当社製 Chromebook のサービスパック（第３条第３項に定めるオプションを含み、以下「本パック」といいます）の加入申し込みおよび修理サポート提供に関し、次のとおり規約を定めます（以下「本規約」といいます）。

第1章　総則

第1条　（規約の適用）

1. 本規約は、本パックにつき加入の申し込みをされるお客様（以下、本規約に基づき当社との間で契約が成立したお客様を含め、以下「お客様」といいます）全てに適用されます。お客様が本パックに加入の申し込みをするには、本規約に同意いただき、本規約を遵守していただく必要があります。
2. 当社は、本パックの円滑な運用を図るため、必要に応じてお客様に本パックの利用に関する諸規定を通知する場合があります。当該諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の内容と、前項の諸規定の条件が矛盾する場合は、前項の諸規定が優先して適用されるものとします。

第2条　（用語の定義）

本規約における用語を、次の各号のとおりに定義します。

(1) 「Chromebook」とは、本パックの対象として当社が別紙にて指定した当社製 Chromebook 本体の総称をいいます。

(2) 「利用登録」とは、別途提供する当社所定の申込書により、お客様が本パックの加入申し込みを行い、本パックを利用するための手続きをいいます。

(3) 「自然故障」とは、取扱説明書・Chromebook 本体に貼付されている注意ラベル等の注意書に従った正常な使用状態で Chromebook のハードウェア部分が故障した場合をいいます。ただし、次に定める不具合は自然故障には該当しません。

・Chromebook のハードウェア部分に起因しない不具合
　例：お客様が導入されたソフトウェアに起因する不具合、ウィルス感染による不具合等
・消耗部品（電池等）の消耗による不具合
・Chromebook の機能に影響のない不具合（外装部品の傷や汚れ等）

(4) 「メーカー保証」とは、Chromebook 購入時に付属している、購入日から１年間の保証書に基づく保証のことをいいます。

(5) 「修理サポート」とは、本パックにおいて提供する修理サービス（本規約の定めに従い当社が Chromebook を引き取り、修理をして返送するサービス）をいいます。

(6) 「修理依頼者」とは、修理サポートを依頼するお客様のことをいいます。

第2章　本パックの料金・支払いについて

第3条　（本パックの内容および利用料金）

1.　当社は、本規約の定めに基づき、次の各号に定めるパックを販売します。お客様は、本パックへの加入申し込み時に、以下の延長保証パックと安心補償パックのいずれかを選択します。

(1) 延長保証パック

メーカー保証と同等の保証を、メーカー保証終了後一定期間提供するパックです。延長保証パックは次の期間のものがあり、保証内容、利用料金等は、本規約に定めるほか、別紙に定めるとおりとします。

①　延長保証パック（３年）　（保証期間３年：メーカー保証１年＋延長２年）

②　延長保証パック（４年）　（保証期間４年：メーカー保証１年＋延長３年）

③　延長保証パック（５年）　（保証期間５年：メーカー保証１年＋延長４年）

(2) 安心補償パック

補償期間中、メーカー保証と同等の保証の提供に加えて、お客様の責に起因する不具合（例：表示部分破損）も補償するパックです。ただし、次の事項に該当する場合は補償対象外となります。

・盗難・紛失等で、安心補償パックの契約対象の Chromebook がない場合

・Chromebook の機能に影響のない不具合（外装部品の傷や汚れ）の場合

・お客様の故意または重過失による場合

・安心補償パックによる修理サポートの回数が、以下に定める年間上限回数を超えた場合

年間上限回数＝安心補償パックの契約対象の Chromebook１台につき２回まで

※期間中の自然故障による修理および有償修理サポートによる修理は、修理サポート回数に含みません。

※安心補償パックのサービス提供開始日から 1 年ごとの修理サポート回数によるものとし、当該 1 年の間に年間上限回数の修理サポートの利用がなかった場合でも、翌年度の年間上限回数に繰り越すことはできません。

安心補償パックの期間は次のとおりであり、補償内容、利用料金等は本規約に定めるほか、別紙に定めるとおりとします。

①　安心補償パック（３年）　（補償期間３年）

②　安心補償パック（４年）　（補償期間４年）

③　安心補償パック（５年）　（補償期間５年）

2.　本パックは、お客様への Chromebook 納入日から３０日以内に加入の申し込みができるものとします。

3. 本パックに加入のお客様は、次の各号に定めるサービスを受けることができます。ただし、本項第 1 号のサービスについては、本パックの申し込み時に別途申し込む(選択する)必要があります。

(1) 盗難オプション（有償）

万一、盗難（紛失は対象外）が発生した際に、当社が相当と判断する代替機（以下「代替機」といいます）を提供するオプションです。本オプションの利用を希望される場合は、あらかじめその事実を警察署等公的機関へ届け出るものとし、当該利用の申込みにあたり、その届出先の機関名、届出年月日および受理番号等当社指定の事項を当社へ申告していただきます。代替機に対しても、盗難された Chromebook に適用されていた本パック（盗難オプションは除きます）が本規約に定める条件にて承継されるものとします。盗難によって代替機を提供後、盗難された Chromebook が発見された場合、お客様は速やかに当社に発見された Chromebook を返却するものとします。盗難された Chromebook が発見された後も、代替機の使用を継続された場合、またはお客様から第三者に貸与、譲渡等をしたことが判明した場合には、お客様は当社に対し、違約金として当社が定める Chromebook の購入代金相当額を支払うものとします。

(2) 予備端末の提供（無償）

修理サポート中、不具合の生じた Chromebook の代替機としてご利用頂ける予備端末を契約台数に応じて提供するオプションです。提供した端末も本パック契約対象の Chromebook と同様の修理サポートを受けることが出来ます。

契約台数	提供台数
１～４９台	０台
５０台～９９台	１台
１００台～１９９台	２台
２００台～２９９台	３台
３００台～３９９台	４台
４００台～４９９台	５台
５００台以上	６台＋１００台毎に１台ずつ追加

※予備端末は、お客様ごとの同一機種の契約台数に応じて提供します。

(3) 電池交換修理 半額（無償）

契約期間中であれば電池交換修理が半額となるオプションです。１台につき契約期間中１回のみ半額となります。

4. お客様が申し込み時に選択された本パックの種類は変更できません。

第4条　（支払い）

お客様は、当社または本パックの購入先からの請求書に定める期日および方法に従い、本パックの利用料金を支払うものとします。また、支払いに要する手数料等の費用はお客様が負担するものとします。

第5条　（遅延損害金）

1. お客様は、利用料金等のその他の債務について支払期日を経過してもなお支払いをしない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社に支払うものとします。
2. 前項の場合、当社は本パックに基づくサービスの全てまたは一部の提供を停止することがあります。その場合、遅延損害金を含む料金の支払い確認後、当社は停止していたサービスの提供を再開します。本項に基づくサービスの停止により、お客様が損害を被ったとしても当社はその責任を負いません。

第3章　本パックの利用登録について

第6条　（本パックの利用登録手続）

1. 本パックの加入を希望するお客様は、契約対象の Chromebook の納入日から３０日以内に、本パックのご購入の手続きおよび当社所定の申込書による本パックの加入の申し込みを行ってください。当社は、本条に規定する利用登録手続が完了したお客様に対して本パックを提供します。なお、次の各項のいずれかに該当する場合は、お客様は本パックの申し込みをすることができません。当社は、以下の事由が判明した場合、本パックの申し込みを許諾しません。
   (1) 契約対象の Chromebook のお客様への納入日から３０日以内の申し込みでない場合
   (2) Chromebook を日本国外で利用される場合
   (3) 電話および電子メールアドレスで連絡が取れない場合
   (4) 中古品として購入された Chromebook の場合
2. 当社は、お客様からの本パックの申し込みを受け付けた後、必要な審査を行い、申し込みの承諾、または拒絶を決定します。当該審査の結果、次の各号に定める事由に該当する場合、当社は本パックの申し込みに対し、拒絶することがあります。
   (1) 申し込みに際し、記入事項に虚偽の記載や不備がある場合
   (2) 以前にお客様が第 18 条（当社による本パックの利用停止・契約の解除）第 1 項に基づき本パックの全部もしくは一部の利用を停止され、または利用登録を抹消されたことがある場合
   (3) お客様が実在しない場合
   (4) 当社の業務遂行上または技術上の支障がある場合
   (5) その他当社が不適当と認めた場合
3. 前項により本パックの申し込みを拒絶したときは、当社はお客様に対してその旨を通知します。ただし、拒絶の理由は開示しません。
4. 本パックの加入は、Chromebook１台につき１契約に限ります。
5. 申し込み対象の Chromebook により以下の制限事項があります。
   (1) 延長保証パック（３年)、安心補償パック（３年)
   製造終了後２年以上経過している場合は、当該 Chromebook に対して本パックの申し込みはできません。

(2) 延長保証パック（４年)、安心補償パック（４年）
製造終了後１年以上経過している場合は、当該 Chromebook に対して本パックの申し込みはできません。
(3) 延長保証パック（５年)、安心補償パック（５年）
製造が終了している場合は、当該 Chromebook に対して本パックの申し込みはできません。

6. 当社は、当社が本パックの申し込みを承諾し、利用登録手続を完了したお客様に対して、申し込み手続完了の通知書を発行します。この場合、通知書に記入したサービス提供期間の開始日から当社とお客様の間に本規約に基づく契約が成立します。

第7条　（契約の有効期間）

1. 本規約に基づく契約の有効期間は、第６条（本パックの利用登録手続）第６項に定める通知書に記載のサービス提供期間とします。
2. 理由の如何を問わず、本規約に基づく契約が有効期間内に解約、または解除により終了した場合、当社は本パックの提供を終了します。この場合、当社は、本契約に別段の定めがある場合を除いて既に支払われた利用料金等の返金はしません。

第8条　（登録事項の変更届出）

1. お客様は、利用登録における氏名（法人の場合、法人名および担当者名)、住所、電子メールアドレス、電話番号等、当社への届出内容に変更が生じた場合、速やかに当社指定の方法で届け出るものとします。
2. 本パックでは、契約対象の Chromebook を登録し、当該 Chromebook に対して本パックに基づくサービスを提供します。お客様は、本パックに基づくサービス以外で、Chromebook の変更があった場合には、当社に届け出るものとします（初期不良等による Chromebook の製品交換など当社が認めた場合以外は、本パックの契約対象の Chromebook を変更することはできません)。

第9条　（お客様への通知・連絡）

1. 本パックに関する内容の変更等の通知または連絡は、当社ホームページ内に掲載する、または利用登録においてお客様の連絡先として登録した電子メールアドレスに対して電子メールを送信することにより行います。なお、本項に定めるほか、本パックに関する内容の変更においては、第 23 条（規約の改定）の規定を準用するものとします。
2. 本規約に定める通知および連絡は、それがお客様に到達したか否かにかかわらず、当社ホームページに掲載した時点、または連絡先として登録された電子メールアドレスに対して電子メールを送信した時点をもって到達したものとみなします。

第4章　本パックの利用について

第10条　（本パックの利用地域）

本パックの利用地域は、日本国内かつChromebookが引き取り可能な地域とします。日本国外では利用できません。

第11条　（本パックの対象）

1. 本パックの修理サポートの対象物は、Chromebook本体のみとなり、その付属品（ACアダプター等）やアクセサリー類は対象に含みません。
2. 本パックによる修理サポートは、Chromebookのハードウェア部分の故障を対象とし、ハードウェアに起因しない不具合（例：お客様が導入されたソフトウェア、またはインストールしたアプリに起因する不具合、ウィルス感染による不具合等）および故障ではない場合（Chromebookの機能に影響しない汚れ、キズ等）は対象外となります。

第12条　（修理サポートの申し込みについて）

1. 修理サポートは、本条第3項に定める窓口へ電話、または電子メールで申し込みを行ってください。
2. 電子メールでの申し込みの際は以下の内容を記入してください。
   (1) 契約番号
   (2) 顧客ID
   (3) 氏名（法人の場合、法人名および担当者名）
   (4) 電話番号
   (5) 連絡先電子メールアドレス
   (6) 修理サポート申し込み台数
   (7) 前号の台数分の発生事象
   (8) 引き取り場所
   (9) 引き取り希望日時
3. 修理サポートの申し込み窓口および受付時間は、以下のとおりとします。

シャープスマート保守センター

電話番号	０５７０－０４６－０９０
電子メールアドレス	sharp-mtmc@list.sharp.co.jp
受付/対応時間	０９：３０～１７：３０（土日祝日および当社指定した日を除く）

第13条　（引き取り日時の決定等）

1. 前条に規定した修理サポート申し込み時に合意した引き取り日時（以下「引き取り日時」といいます）に、当社指定の運送会社が、修理依頼者が指定した場所を訪問して引き取るものとします。

2. 引き取り日時は、修理サポートを申し込みした日の翌日以降（離島の場合は、当社指定の運送会社が訪問可能な日以降）となり、必ずしもご希望に添えない場合があります。
3. 引き取り日時に Chromebook を引き取ることができない場合で、当社営業日で１０日を経過しても修理依頼者と連絡が取れないときは、申し込みのキャンセルがあったものとします。
4. 引き取りの日時については、天候、交通事情等の理由により、ご希望された時間に遅れる場合があります。 また、諸般の事情により、引き取りの日時を変更させていただく場合があります。
5. 離島の場合は、船便等のスケジュールにより、引き取りの日時が変動することがあります。

第14条　（メーカー保証との関係）

Chromebook 購入時に付属している保証書（以下「保証書」といいます）の要件に該当する場合は、当社は保証書に記載の条件に従い対応します。なお、メーカー保証に基づき無償で行った対応は、第 3 条（本パックの内容および利用料金）第 1 項第 2 号に定める年間上限回数には含みません。

第15条　（修理サポートご利用の際の注意事項）

1. 修理依頼者は、Chromebook の引き取りに際し、運送会社に引き渡す前に、外観のキズの有無について確認してください。
2. 修理依頼者は、故障が生じた Chromebook のみを当社に引き渡すものとし、付属品、および修理依頼者が取り付けた装飾品は引き渡さないものとします。これらを引き渡した場合、当社は廃棄することがあります。
3. 廃棄目的での修理サポートの申し込みは、お断りします。
4. 修理サポートの提供により、交換しまたは取り外した故障部品はお返ししません。修理依頼者は、当該部品の所有権を放棄するものとし、当社が回収します。回収した部品は、再生部品として再生処理を行う場合があります。
5. 環境保護および継続した修理サポートの提供等のため、修理サポートの際に再生補修部品または代替補修部品を使用する場合があります。なお、利用料金は前項の回収を勘案して算出しています。
6. 落下・冠水などによる著しい故障で当社が修理不可（全損）と判断した場合、安心補償パックに基づく修理サポートの範囲での対応となり、有償修理サポートにおいては修理をお受けできない場合があります。
7. 当社は、Chromebook の状態等により、当社の判断により、修理に代えて製品交換で対応する場合があります。
8. Chromebook および記録媒体に保存されているデータについて、当社は一切責任を負いません。修理サポートに先立ち、修理依頼者の責任および費用にて必要なデータをバックアップした後、Chromebook 内のデータはすべて消去し、運送会社に渡してください。
9. 修理サポートが完了した Chromebook 内のデータは全て消去され、メーカー出荷状態で修理依頼者に返却されます。このため、修理依頼者は、修理依頼者の責任と費用負担において、修理

サポート完了後に返却されたChromebookの初期設定およびソフトウェアの再ダウンロード・再インストール等を行ってください。

10. 補修部品の保有期間は当社の定めによります。補修部品の当該期間が経過しているChromebookについては、修理サポートの受付ができない場合があります。
11. 本パックの契約対象のChromebookを第三者に譲渡した場合、本パックによる修理サポートは提供できません。

第16条　（有償修理サポート）

1. お客様は、本パックによる修理サポート対象外の場合、有償修理サポートを申し込みいただくことが可能です。
2. 本パックによる修理サポート対象外の場合、当社は、修理依頼者の連絡先に有償修理にかかる部品代、工料およびChromebookの引き取り、返送に係る運送料の見積もりを連絡します。修理依頼者は、見積もり連絡を受けた場合、以下のいずれかの取り扱いをすることを当社に求めることができるものとします。
   (1) 有償修理
   当社は、見積もり内容に合った修理をおこないます。この場合、修理依頼者は有償修理に係る費用（往復の運送料を含む）を当社に支払うものとします。
   (2) 未修理返却
   当社は、有償修理をせずに修理依頼者へ返送します。この場合、延長保証パックの修理依頼者に限り、Chromebookの引き取りおよび返送に係る運送料を当社に支払うものとします。
3. 修理依頼者は、本条第2項に基づくChromebookの有償修理および未修理返却に係った費用について、以下のいずれかの方法で支払うものとします。
   (1) Chromebook返送都度、受領時に代金引換の方法で支払う。
   (2) 当月発送したChromebookの有償修理および未修理返却に係った費用の総額を翌々月5日までにYCFの金融機関口座宛に送金するか、翌々月5日にYCF指定の金融機関における口座振替の方法により支払う。なお、当該翌々月5日が金融機関の休業日に該当するときは、支払方法が金融機関・コンビニ等からの送金の場合は前営業日、口座振替の場合は翌営業日を支払日とします。
   (3) 修理依頼者が本項第1号および第2号以外の支払い方法を希望する場合は、当社と修理依頼者が協議のうえ別途定めるものとします。

第17条　（修理サポート後の返送）

1. 当社は、修理サポート完了後、修理依頼者に、修理サポート申し込み時に特定した引き取り場所にて、Chromebookを速やかに返送します。修理依頼者は、任意の返送先を指定することはできません。
2. 返送日時については、天候、交通事情等の理由により、ご希望された時間に遅れる場合があります。また諸般の事情により、返送日時を変更させていただく場合があります。
3. 離島の場合は、船便等のスケジュールにより、返送日時が変動することがあります。

第18条　（当社による本パックの利用停止・契約の解除）

1. 当社は、次の各号の場合、事前にお客様に通知することなく、本パックの全部もしくは一部の利用を停止、または本規約に基づく契約を解除ないし終了することができます。これによりお客様または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。
   (1) お客様が本規約に違反した場合
   (2) お客様が当社の指示を遵守しなかった場合
   (3) お客様において手形または小切手の不渡りが発生したとき
   (4) お客様と連絡が取れなくなった場合
   (5) お客様が差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
   (6) お客様に対して破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
   (7) その他、お客様に不適切な行為があると当社が判断した場合
   (8) 当社による本パックの提供に支障を及ぼすおそれがある場合
2. 当社は、天災地変、戦争等の不可抗力、その他非常事態が発生、もしくは発生するおそれがある場合、またはその他やむを得ない事由が生じた場合は、お客様に対する事前の通知なく、本パックの全部もしくは一部の提供を一時的に中断、または停止することができます。これによりお客様または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第19条　（お客様都合等による本パックの解約）

1. お客様は当社所定の申し込み手続きにより、いつでも本パックの解約の申し込みを行うことができます。この場合において、当社にて手続きが完了した時点で本パックに関する本規約に基づく契約は終了するものとします。
2. 本条に基づく解約において、本パックの有効期間が残存していても、当社は既にお客様が支払った料金については返還しないものとします。

第20条　（連絡が取れなくなった場合等の Chromebook の所有権放棄）

1. 修理サポートが完了した Chromebook、もしくはキャンセルされた Chromebook を当社から修理依頼者へ返送後、３ヶ月以内に修理依頼者が Chromebook を受領しない場合、当社はお客様および修理依頼者が Chromebook の所有権を放棄したものとみなし、当社にて処分します。
2. 修理サポート申し込み時に提供いただいた電話番号、または電子メールアドレスに連絡が取れず（電子メールの返信がない場合を含みます）、修理依頼者から Chromebook を引き取った日から３ヶ月を経過した場合にも前項同様の扱いとします。

第21条　（修理サポートに関する当社からの連絡）

1. 修理サポートに関する修理依頼者への連絡は、修理サポート申し込み時に提供いただいた電話番号、電子メールアドレス、住所のいずれかへ連絡します。
2. 前項の連絡は、それがお客様に到達したか否かにかかわらず、当社が発信した時点をもってお客様に到達したものとみなします。

第5章　その他

第22条　（特約事項）

当社は、お客様との間で、本規約の規定と異なる内容や提供条件により本パックの提供を行う場合、特約規定を定めることができるものとし、当該特約規定は本規約に優先して適用されるものとします。

第23条　（規約の改定）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本規約を変更することがあります。本規約が変更された後の本パックに係る内容、料金、その他の提供条件は、変更後の本規約によります。
   (1) お客様の一般の利益に適合するとき
   (2) 契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 本規約の変更後の内容については、当社が別途定める場合を除いて、第９条（お客様への通知・連絡）で規定した方法により、本規約を変更する旨、変更後の規約の内容、変更内容の効力発生日をお客様に通知または周知するものとします。
3. 本条第１項第２号に該当する変更を行う場合、効力発生に先立ち前項の通知または周知を行います。
4. 本規約の変更が、利用料金その他重要な契約内容の変更を伴う場合は、お客様は、当該変更の効力が発生する日までに当社所定の方法で申し出ることにより、 本サービスの利用を終了することができます。なお、本項が適用される場合は、本規約変更時の通知または周知によりお客様にお知らせします。
5. 前４項の規定にかかわらず、法令上、お客様の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で申込者の同意を得るものとします。

第24条　（お問い合わせ）

本パックに関するお問い合わせは、以下電子メールアドレスまでお願いします。

シャープサービスパック事務局
電子メールアドレス　spack-m@sharp.co.jp
対応時間　　　　　　０９：３０～１７：３０（土日祝日および当社指定した日を除く）

第25条　（個人情報の取扱い）

1. 本パックの申し込みにおいてご提供いただいたお客様の個人情報は、本パックの提供のためのみに使用し、厳重な管理を行います。
2. 修理サポートにおいてご提供いただいた修理依頼者の個人情報は、修理サポート、修理サポートに伴う連絡、およびChromebookの引き取りまたは返却等における修理サポートの提供のためのみに使用し、厳重な管理を行います。
3. 当社は、本条第１項および第２項に規定する利用目的に必要な範囲で、個人情報の適切な取扱

いに関する契約を締結する外部事業者に対し、お客様、および修理依頼者の個人情報の取扱いを委託することがあります。

4. その他、個人情報の取扱いの詳細は、当社ホームページの「お客様情報の取扱いについて」をご参照ください。
https://corporate.jp.sharp/privacy/index-j.html

第26条 （権利の譲渡制限等）

お客様は、当社との本規約に基づく契約の権利および義務を第三者に譲渡し、またはそれに準ずる行為をすることはできません。

第27条 （免責事項）

1. 付属品および装飾品がChromebookとともに引き渡された場合、当該付属品および装飾品の破損、減失、廃棄等に関し、当社は責任を負いません。
2. 当社が実施した修理に起因したChromebook内のデータ破損・消失につき、当社は責任を負いません。
3. 当社は、当社による本パックの解約・解除によりお客様が被った損害につき、賠償する責任を負わないものとします。
4. Chromebookが故障により使用できなかったことによる損害および修理サポート期間中にお客様がChromebookを使用できなかったことによる損害については補償いたしません。
5. 修理サポートの提供において、修理サポートの対象でない機器との接続の不具合による損害や、その他、当社の責に帰すべき事由によらずに発生した損害については、当社は賠償の義務を負わないものとします。
6. Chromebook内のデータの紛失などが運送中に生じることも考えられますが、当社は一切の責任を負いません。
7. 前6項または本規約の他の規定にかかわらず、当社の帰責事由に基づきお客様に損害を与えた場合、当社は損害賠償責任を負いますが、この場合、社会通念上、当該種類の債務不履行から通常発生するものと考えられる損害（いわゆる通常損害）を超える損害については責任を負わないものとし、賠償額はお客様が本パックの料金としてお支払いされた金額を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合は、法令の定めに従い賠償責任を負うものとします。
8. 本規約に基づく当社の責任は、日本国法令を遵守し、本パックをお客様に提供する範囲に限定されるものとします。

第28条 （反社会的勢力の排除）

当社は、反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者等）またはその関係者の方に対しては本パックへの加入をお断りしています。お客様が反社会的勢力またはその関係者であることが判明した場合、当社は、何ら責任を負うことなく、お客様との本規約に基づく契約を解除し、お客様への本パックの提供を終了します。

第29条　（準拠法、専属的合意管轄裁判所）

1. 本規約などは日本法に準拠して解釈されるものとします。
2. お客様と当社との間の本規約および本パックに関する紛争については、被告の本店所在地（お客様が自然人の場合で、お客様が被告となる場合は、お客様の住所地）を管轄する地方裁判を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【2021 年 3 月 22 日制定】

シャープ株式会社

別紙1　（本パックの内容および利用料金）

1.　延長保証パックの内容と料金

Chromebook 購入時に付属しているメーカー保証と同等の保証を、メーカー保証期間後も提供するパックです。保証内容および料金は以下となります。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">項目</th><th colspan="3">延長保証パック</th></tr>
<tr><th>延長保証パック
（３年）</th><th>延長保証パック
（４年）</th><th>延長保証パック
（５年）</th></tr>
<tr><td colspan="2">対象機種</td><td colspan="3">Chromebook C1</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用料金</td><td colspan="3">本パック加入の申し込みにあたり、当社または
本パックの購入先が別途提示した価格</td></tr>
<tr><td rowspan="9">内容</td><td>期間</td><td>メーカー保証１年
＋
延長保証２年</td><td>メーカー保証１年
＋
延長保証３年</td><td>メーカー保証１年
＋
延長保証４年</td></tr>
<tr><td>補償範囲</td><td colspan="3">自然故障のみ
（消耗部品の消耗による不具合は除く）</td></tr>
<tr><td>自然故障</td><td colspan="3">対象</td></tr>
<tr><td>消耗部品の
自然故障</td><td colspan="3">対象（例：電池の故障で電源が入らない）</td></tr>
<tr><td>利用者の過失に
よる破損や故障</td><td colspan="3">対象外　有償修理となります。</td></tr>
<tr><td>水濡れや全損</td><td colspan="3">対象外（修理サポート対象外）</td></tr>
<tr><td>消耗部品の寿命</td><td colspan="3">対象外　有償修理となります。
（例：電池の消耗で電池の持ちが悪い）</td></tr>
<tr><td>付属品</td><td colspan="3">対象外</td></tr>
<tr><td>送料</td><td colspan="3">往復の送料は利用料金に含みます。（＊１）</td></tr>
</table>

＊１　有償修理サポートおよび未修理返却の場合は、利用料金には含みません。

2.　安心補償パックの内容と料金

補償期間中、メーカー保証と同等の保証の提供に加えて、お客様の責に起因する不具合（例：表示部分破損）も補償するパックです。各パックの内容および料金は以下となります。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">項目</td><td colspan="3">安心補償パック</td></tr>
<tr><td>安心補償パック
（３年）</td><td>安心補償パック
（４年）</td><td>安心補償パック
（５年）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象機種</td><td colspan="3">Chromebook C1</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用料金</td><td colspan="3">本パック加入の申し込みにあたり、当社または
本パックの購入先が別途提示した価格</td></tr>
<tr><td rowspan="9">内容</td><td>期間</td><td>３年間</td><td>４年間</td><td>５年間</td></tr>
<tr><td>補償範囲</td><td colspan="3">自然故障＋利用者の責に起因する故障
（消耗部品の消耗による不具合は除く）</td></tr>
<tr><td>自然故障</td><td colspan="3">対象</td></tr>
<tr><td>消耗部品の
自然故障</td><td colspan="3">対象
（例：電池の故障で電源が入らない）</td></tr>
<tr><td>利用者の過失に
よる破損や故障</td><td colspan="3">対象</td></tr>
<tr><td>全損</td><td colspan="3">対象</td></tr>
<tr><td>消耗部品の寿命</td><td colspan="3">対象外　有償修理となります。
（例：電池の消耗で電池の持ちが悪い）</td></tr>
<tr><td>付属品</td><td colspan="3">対象外</td></tr>
<tr><td>送料</td><td colspan="3">往復の送料は利用料金に含みます。（＊１）</td></tr>
</table>

＊１　有償修理の場合は、利用料金には含みません。

3.　盗難オプションの内容と料金

盗難発生時に代替機を提供するオプションです。盗難オプションの内容および料金は以下となります。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">項目</td><td colspan="3">盗難オプション</td></tr>
<tr><td>盗難オプション
（３年）</td><td>盗難オプション
（４年）</td><td>盗難オプション
（５年）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象機種</td><td colspan="3">Chromebook C1</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用料金</td><td colspan="3">申し込みにあたり、当社または
本パックの購入先が別途提示した価格</td></tr>
<tr><td rowspan="4">内容</td><td>期間</td><td>３年間</td><td>４年間</td><td>５年間</td></tr>
<tr><td>補償範囲</td><td colspan="3">盗難
（紛失は除く）</td></tr>
<tr><td>交換機提供条件</td><td colspan="3">届け出た警察署等公的機関名、
届出年月日および盗難届受理番号の連絡が必要です。</td></tr>
<tr><td>送料</td><td colspan="3">送料は利用料金に含みます。</td></tr>
</table>

4.　注意事項

(1)　Chromebook の付属品（AC アダプター等）やアクセサリー類は修理サポートの対象範囲外となります。

(2)　Chromebook の同一の箇所に同一原因に起因する故障が発生した場合には再修理扱いとし、当社が当初の修理サポート後に Chromebook を発送した日から３ヶ月以内に修理依頼者からの申し出があった場合に限り、当社の負担にて再修理し、再修理は本規約第 3 条（本パックの内容および利用料金）第 2 項に定める安心補償パックの年間上限回数には含みません。なお、再修理扱いになるか否かは、当社にて判断させていただきます。

(3)　延長保証パックの修理依頼者に限り、修理サポート依頼後、都合によりキャンセルがされた場合、および当社で故障機を診断した結果、故障が発見されなかった場合、当社から修理依頼者への返送に係る送料は修理依頼者負担とします。

以上

法人用

<第1版：202103>

Chromebook　サービスパック申込書

シャープ株式会社　シャープサービスパック事務局　御中

「Chromebookサービスパック 利用規約」に同意し、Chromebookサービスパックの加入申し込みをします。

お客様　記入欄

※　ご記入いただいたお客様に関する個人情報は、シャープ株式会社および下記の販売店（販売店を通じてお申し込みいただく場合）において、サービスパックのご提供のために必要な範囲で利用し、各自で厳重に管理いたします。

1．Chromebook端末をお使いになるお客様の情報をご記入ください。　申し込み日：　年　月　日

法人名	
住所	〒
担当者部署	
担当者名	（フリガナ） 印
電話番号	
担当者ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	

2．お申し込みいただくいずれかのサービスパックにレ点を入れ、台数をご記入ください。

お申し込みいただくサービスパック	□　延長保証パック（３年）	台
	□　延長保証パック（４年）	台
	□　延長保証パック（５年）	台
	□　安心補償パック（３年）	台
	□　安心補償パック（４年）	台
	□　安心補償パック（５年）	台
オプション	□　盗難オプション	

3．サービスパック対象のChromebookの故障が発生した際にシャープスマート保守センターに修理をご依頼いただく方をご記入ください。

□　お客様　　□　以下記載の販売店　　□その他（　　　　）

販売店　記入欄

[販売店情報]

※　ご記入いただいた販売店（貴社）に関する個人情報は、シャープ株式会社においてお客様へのサービスパックのご提供のために必要な範囲で利用し、厳重に管理いたします。

販売店名	
住所	〒
担当者名	（フリガナ）
担当者部署	
電話番号	
担当者ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	

当社（販売店）は、サービスパック申込書（本書）において申込書にご記入いただいた個人情報を、お客様へのサービスパックのご提供のために必要な範囲で利用し、厳重に管理いたします。

責任者：　　　　印

[お問い合わせ先]

シャープ株式会社

シャープサービスパック事務局　（メールアドレス：spack-m@sharp.co.jp）

※　営業日は平日のみとなります。（土日祝祭日および当社指定の休業日を除く）

個人用

<第1版：202103>

Chromebook　サービスパック申込書

シャープ株式会社　シャープサービスパック事務局　御中
「Chromebookサービスパック 利用規約」に同意し、Chromebookサービスパックの加入申し込みをします。

お客様　記入欄

※　ご記入いただいたお客様に関する個人情報は、シャープ株式会社および下記の販売店（販売店を通じてお申し込みいただく場合）において、サービスパックのご提供のために必要な範囲で利用し、各自で厳重に管理いたします。

１．Chromebook端末をお使いになるお客様の情報をご記入ください。　申し込み日：　年　月　日

氏名	（フリガナ） 印
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	

２．お申し込みいただくいずれかのサービスパックにレ点を入れ、台数をご記入ください。

お申し込みいただく サービスパック	☐　延長保証パック（３年）	台
	☐　延長保証パック（４年）	台
	☐　延長保証パック（５年）	台
	☐　安心補償パック（３年）	台
	☐　安心補償パック（４年）	台
	☐　安心補償パック（５年）	台
オプション	☐　盗難オプション	

[お問い合わせ先]
シャープ株式会社
シャープサービスパック事務局　（メールアドレス：spack-m@sharp.co.jp）
※　営業日は平日のみとなります。（土日祝祭日および当社指定の休業日を除く）